

地方消費税交付金（引上げ分）の用途について

（歳入）

地方消費税交付金	内 訳	備 考	
596,800 千円	社会保障財源化分	325,527 千円	引上げ分（22分の12）
	一般財源	271,273 千円	現行分（22分の10）

（歳出）

（単位：千円）

事業名		金額	本年度の財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	要援護対策事業費	19,428	2,567		8,580	4,930	3,351
	保育所運営費	777,153	9,525		42,369	106,074	619,185
	放課後児童クラブ推進事業費	57,119	25,597		11,648	15,977	3,897
	子育て支援事業費	65,706	21,297		1,207	32,368	10,834
保健衛生	重度心身障害者等医療費助成（65才未満）	27,854	12,801		2,244	10,193	2,616
	重度心身障害者等医療費助成（65才以上）	54,611	21,452		9,303	18,870	4,986
	心身障害者医療費助成	30,570		19,000	54	7,192	4,324
	乳児妊産婦医療費助成	4,767	2,033		32	1,485	1,217
	幼児・児童・高校生等医療費助成	63,570	15,269		75	37,615	10,611
	ひとり親家庭等医療費助成	12,273	5,669		376	4,439	1,789
	感染症予防事業費	77,872	397			57,702	19,773
	すこやか親子推進事業費	73,514	18,313		245	28,682	26,274
合計	1,264,437	134,920	19,000	76,133	325,527	708,857	

備 考

引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む。）については、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとされている。

（注）「社会保障4経費」…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費